



「朱鷺と暮らす郷」認証マーク使用の手引き

佐渡市登録商標「朱鷺と暮らす郷」の使用に関する要綱（以下「要綱」と呼ぶ。）に基づき、認証マークを使用される場合は、以下の 3 段階で書類の提出が必要です。

(1) 使用許可申請

まずは許可申請を提出ください。

また、許可後に大きな変更があった場合は、変更申請を提出ください。

(2) 交付申請

佐渡市制作の米袋や、認証マークシールの交付のたびに、交付申請書を提出ください。

(3) 実績報告

使用期間が終了したら、実績報告書を提出ください。

- ・佐渡市では、交付申請書および実績報告書に記載の使用枚数、残枚数、返却枚数に基づき、米袋やシールの使用枚数を把握します。
- ・米袋の作成数、使用数などを適切に記録し、間違いのないよう管理ください。

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

佐渡市 農業政策課 トキ・里山振興係

TEL 0259-63-5117 FAX 0259-63-5127

(1) 使用許可申請時に提出が必要な書類

①生産者のみなさま

☐ **許可申請書** 様式 1 号

- ・認証マークを使用して販売する量を記載してください。

☐ **使用計画書** 様式 1 号 別紙

- ・販売先はできるだけ詳細に記載ください。
(〇〇百貨店、〇〇ホームページ販売、〇〇米穀店など)
- ・購入計画量には「朱鷺と暮らす郷」として生産する全量を記載ください。
- ・販売計画量は、
 - ①認証マークを使用して販売する分
 - ②認証マークを使用せずに販売する分
(玄米袋などで米穀店などへの販売)に分けて記載ください。

☐ **農産物検査調書**のコピー

- ・タンパク含有率が 6.2%以下であること。
- ・委託区分が「持ち帰りであること」。
- ・等級が「1等」であること。(ただし、栽培期間中農薬・化学肥料不使用の米は除く)
- ・申請数量の全量分の検査調書を添付すること。

②生産者以外の販売者

☐ **許可申請書** 様式 1 号

☐ **使用計画書** 様式 1 号 別紙

- ・販売先はできるだけ詳細に記載してください。
(〇〇百貨店、〇〇ホームページ販売、〇〇米穀店など)

☐ **入荷伝票**または**契約書類**などのコピー

- ・入荷量がわかるもの。
- ・朱鷺と暮らす郷認証米であることがわかるもの。
- ・申請時に用意することが困難な場合、実績報告時に提出してください。
- ・あまりに量が多く、全ての伝票等を提出するのが困難な場合は、1 枚のみを提出いただき、残りは一覧表の提出でかまいません。

☐ **独自米袋の場合、デザイン案**

③販売を伴わない場合(出版社など)

☐許可申請書 様式 1 号

☐原稿のイメージなど

(2) 交付申請時に提出が必要な書類

○全ての対象者

☐交付申請書 様式 5 号

米袋やシールの交付の度に提出してください。

引き換えに米袋やシールをお渡しします。

米袋・シール代金の支払い方法

米袋やシールと一緒に佐渡市の納付書をお渡しいたします。

納入いただける場所場所

- ・ 佐渡市役所（本庁・支所・行政サービスセンター）
- ・ 県内の主要銀行（詳しくは納付書に書いてあります。）

(3) 実績報告時に提出が必要な書類

①生産者

☐実績報告書 様式 4 号

☐使用実績書 様式 4 号 別紙 1

☐使用結果(表) 様式 4 号 別紙 2

☐寄付報告書

寄付へのご協力をお願いします。

②生産者以外の販売者

☐実績報告書 様式 4 号

☐使用実績書 様式 4 号 別紙 1

☐使用結果(表) 様式 4 号 別紙 2

☐入荷伝票または契約書類などのコピー

③販売を伴わない場合(出版社など)

☐出版物のサンプル

(HP などの場合は URL。書籍の場合、該当部分のみの提出でも可)

朱鷺と暮らす郷の販売基準

(要綱第4条)

認証ほ場で栽培された主食用コシヒカリの場合

- ① タンパク含有量が6.2%以下であること。
- ② 農産物検査1等の米であること。

※②は、栽培期間中農薬・化学肥料不使用の米については、適用しない。

マークの使用基準

(要綱第2条)

- ・通常の認証米・加工品用マーク(オレンジ色)は、こしいぶき・新之助以外の主食用米や、その他の米、加工品(米粉や酒など)に使用できます。
- ・こしいぶき用マーク(緑色)は、こしいぶきに使用できます。
- ・新之助用マーク(紅白色)は、新之助に使用できます。
- ・プレミアムマーク(金色)は、栽培期間中農薬・化学肥料不使用の米に使用できます。